

米軍 F 15 戦闘機墜落事故に関する意見書

去る 6 月 11 日午前 6 時 26 分ごろ、那覇市の南方約 80 キロメートルの海上で、米軍嘉手納基地所属の F 15 戦闘機 1 機が墜落する事故が発生した。

事故現場海域の周辺はマグロやソデイカの好漁場となっており、漁業者を巻き込む大惨事を引き起こしかねないものとして、漁業関係者や県民に大きな不安と恐怖を与えている。

F 15 戦闘機については、平成 6 年 4 月の嘉手納弾薬庫地区内での墜落事故を初め、平成 14 年 8 月、平成 18 年 1 月及び平成 25 年 5 月の沖縄本島周辺海域での墜落事故など、今回を含め墜落事故は 10 件目になる。また、平成 28 年 9 月に発生した国頭村沖での外来機 AV 8 B ハリアー攻撃機墜落事故等もあり、県民の不安が高まる中、今回の墜落事故が発生したことは米軍における航空機整備・保守点検のあり方等に疑問を持たざるを得ない。

また、嘉手納基地では外来機の飛来が相次ぎ、地域住民は激しい騒音と常態化への不安に悩まされ、平穏な日常生活が阻害されている状況にもある。

本県議会は幾たびとなく繰り返される米軍機の事故等に対し、米軍の安全管理体制のあり方を厳しく指摘してきたところであるが、改善がなされないまま訓練を繰り返す米軍の姿勢は断じて許されるものではない。今回の事故に関しても原因の究明や十分な説明もなく、2 日後に訓練を再開したことには強い怒りを禁じ得ない。

これ以上、県民を基地あるがゆえの恐怖にさらすことがあってはならず、米軍及び日米両政府においては、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産及び生活環境を守る立場から、今回の事故に関し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 外来機の飛来を中止すること。
- 3 事故原因の十分なる究明・説明がなされるまで F 15 戦闘機の訓練再開を直ちに中止すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。特に、「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日本の航空法を遵守すること。
- 5 墜落に伴う周辺海域での漁業影響調査を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 19 日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣 }
外 務 大 臣 } 宛て
防 衛 大 臣 }
沖縄及び北方対策担当大臣 }